

# 山古志コミュニティ推進協議会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「山古志コミュニティ推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、山古志地域住民の自主的かつ主体的な活動を通して、地域住民の相互交流と連携を深め、住民一人ひとりが充実した人生を送ることができるよう、住民による地域課題の解決を支援しながら、住みよい地域社会づくりを推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ意識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 地域住民の相互交流、親睦及び連帯感の醸成に関すること。
- (3) 関係機関、地域団体相互の連携、協力体制の促進に関すること。
- (4) 地域の環境美化及び防犯・防災・交通安全に関すること。
- (5) 福祉の向上及び健康保持に関すること。
- (6) 女性、若者の参画及び青少年の育成に関すること。
- (7) スポーツ及び文化芸術の振興に関すること。
- (8) その他、本会の目的に寄与する事業

### (構成員)

第4条 協議会は、長岡市山古志地域の住民、関係地域団体及び関係機関をもって構成する。

## 第2章 組織

### (組織)

第5条 協議会の運営を円滑に行うため、コミュニティ運営委員会（以下「運営委員会」という。）、役員会、及び職員推薦（選考）委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

2 委員会の事業を推進するため、次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置

く。

- (1) 地区活動部会
- (2) 健康・スポーツ部会
- (3) 子ども・子育て部会

- 3 運営委員会が必要と認めた時は、特別委員会を設置することができる。
- 4 特別委員会の種類、構成員及び運営に関する事項等は運営委員会で定める。

### 第3章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人

(役員を選出)

第7条 正副会長は、運営委員会の委員の中から互選で選任する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、任期満了後においても、後任の役員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 役員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 コミュニティ運営委員会

(運営委員会の構成)

第10条 運営委員会は、山古志地域集落の代表者、関係機関の代表者及び専門部会長等をもって構成する。

- 2 運営委員会の委員数は、15人以内とする。

(委員任期)

第11条 委員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任す

るまでその職務を行うものとする。

3 委員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 運営委員会は、会長が招集し運営委員会の議長となり、委員会に関わる事項を審議し、決定する。

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数のときの取扱いは、議長の判断による。

3 会長は、半数以上の委員から運営委員会開催の要請があった場合は、役員会の審議結果に関わらず、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

(審議事項)

第13条 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (3) 協議会規約等の改正に関すること。
- (4) 推薦委員会委員の選任に関すること。
- (5) 地域課題の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第14条 役員会は、会長、副会長、専門部会長及びコミュニティセンター長をもって構成する。

(会議)

第15条 役員会は、必要に応じて会長が招集し役員会の議長となり、協議会に関わる事項のうち軽微な事項を審議し、決定することができる。

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数のときの取扱いは、議長の判断による。

3 会長は、半数以上の役員から役員会開催の要請があった場合は、速やかに役員会を招集しなければならない。

(審議事項)

第16条 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 運営委員会の開催に関すること。

- (2) 緊急の事項に関すること。
- (3) 前各号に掲げることのほか、必要と認められる事項

## 第6章 職員推薦（選考）委員会

### （推薦委員会の構成）

第17条 推薦委員会の委員は運営委員会で協議をし選任する。

- 2 委員数は、3人以上とする。
- 3 推薦委員会は、役員会が兼ねることができるものとする。

### （委員の任期）

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 委員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

### （業務）

第19条 推薦委員会は、会長からの協議に基づき次に掲げる業務を行い、審査結果を会長に報告する。

- (1) 事務局職員の任用更新についての判断
- (2) 事務局職員の推薦の場合は、任用及び更新についての判断
- (3) 公募及び採用試験の実施

## 第7章 専門部会

### （部会の構成）

第20条 部会は、次の者をもって構成する。

- (1) 山古志地域の住民で、事業に協力しようとする者
- (2) 山古志地域内で活動する各種団体の構成員
- (3) 運営委員会委員または部会長から推薦された者

2 部会の委員数は20人以内とする。

### （部会役員）

第21条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 1人

2 前項の役員は、部会の会員の中から互選により選任する。

(部会役員の任期)

第22条 部会役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、部会役員は、任期満了後においても、後任の部会役員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 3 部会役員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の職務)

第23条 部会は、委員会の目的及び事業に基づいて、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地区活動部会：地区活動の推進に関する事業の企画や補助に関すること。
- (2) 健康・スポーツ部会：生涯学習やスポーツ、健康づくりに関する事業の企画運営に関すること。
- (3) 子ども・子育て部会：青少年の健全育成、子育てに関する事業の企画運営及び、若手世帯の移住等に関する事業の企画運営に関すること

(部会の会議)

第24条 部会の会議は、部会長が招集し会議の議長となり、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 部会の事業の計画及び実施に関すること。
  - (2) 部会の運営に関すること。
  - (3) 前2号に掲げることのほか、必要と認められる事項
- 2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数のときの取扱いは、議長の判断による。
  - 3 部会長は、半数以上の部会員から部会開催の要請があった場合は、速やかに部会を招集しなければならない。

## 第8章 事務局

(事務局)

第25条 委員会の事務を円滑かつ適正に処理するため、事務局を「長岡市やまこしコミュニティセンター（長岡市山古志竹沢甲2836番地1）」内に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に必要な事務及び会計の処理にあたる。
- 3 事務局員は、コミュニティセンター長及びコミュニティセンター主事とする。
- 4 事務局員は、各組織の要請により、委員会の自身の任用等に係る会議を除く全ての会議に出席することができる。

## 第9章 会計

### (会計)

第26条 協議会の経費は、市補助金、活動に伴う収入、寄附金その他の収入をもって充てる。

### (会計年度)

第27条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

### (会計監査)

第28条 協議会の会計の適正を期するため会計監査委員を置く。

- 2 会計監査委員は会長・副会長以外の運営委員会の委員の中から2人を互選する。
- 3 会計監査委員は会計監査を行う。
- 4 会計監査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、監査委員は、任期満了後においても、後任の監査委員が就任するまでその職務を行うものとする。
- 6 監査委員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

## 第11章 雑則

### (任期の特例)

第29条 運営委員会委員及び推薦委員会委員を増員する場合の任期は、他の委員の残任期間とする。

### (委任)

第30条 この規約に定めのない事項については、運営委員会で決定するものとする。ただし、軽微な事項は役員会で決定することができる。この場合、決定事項については、運営委員会委員に速やかに報告するものとする。

### (運営細則)

第31条 この規約の施行に関し、運営細則を設けることができる。

## 附則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。